

非常勤職員(情報化統括責任者(CIO)補佐)の募集について

独立行政法人農林水産消費安全技術センターでは、非常勤職員(情報化統括責任者(CIO)補佐)を次のとおり募集しています。

- 1 雇用期間
平成27年4月1日～平成28年3月31日(雇用期間中の身分は国家公務員)
- 2 募集人員
1名
- 3 業務内容
以下の事項について、企画調整、資料作成(仕様書、教材、規程、マニュアル等)、IT教育の講師、相談対応等の業務を実施する。
 - ① 情報システム(業務・システムに関する最適化計画を含む。)の改革に関すること。
 - ② 情報システムの調達、設計、開発、保守及び運用その他の技術的事項に関すること。
 - ③ 役職員に対するIT教育(情報セキュリティ教育を含む。)及び人材育成に関する企画及び実施に関すること。
 - ④ 情報セキュリティ対策の推進(規程、マニュアル等の整備を含む。)に関すること。
 - ⑤ 情報セキュリティインシデントへの対処に関すること。
 - ⑥ セキュリティ監査への対応に関すること。
 - ⑦ 情報システム・セキュリティ関係役員に対する日常的な相談対応。
 - ⑧ その他情報管理課が指示する業務。
- 4 応募資格
以下の①、②又は③のいずれかの要件に該当し、かつ、④及び⑤の要件に該当する者。
 - ① 情報システムユーザースキル標準(UISS)のビジネスストラテジスト、ISストラテジスト、プログラムマネージャー、ISアーキテクトのいずれかの分野において、レベル5相当以上の専門知識を有していること。
 - ② ITスキル標準(ITSS)のコンサルタント、ITアーキテクト、プロジェクトマネジメントのいずれかの分野で、レベル5相当以上の専門知識を有していること。
 - ③ 過去の経験、実績等により独立行政法人の情報化・セキュリティアドバイザーとして十分な能力を持つことが証明できること。
(③の例:情報システムの企画、設計、開発の経験が5年以上あり、以下の専門知識を有する。
 - ・情報システムを用いた業務最適化手法に関する専門的知識及び実務経験。
 - ・セキュリティアドミニストレーターの分野において、レベル5相当以上や、ITスペシャリスト(セキュリティ)の分野において、レベル5相当以上の専門知識、CISSP等の資格等。)
 - ④ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に精通していること。
 - ⑤ 情報システムの開発・運用に係る実務経験及び管理職経験を有すること。
- 5 就業条件等
 - (1) 就業場所
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 消費安全情報部情報管理課 内
 - (2) 就業時間
8:30から18:00の間の6時間(週24時間勤務(週4日)。勤務時間及び勤務日は応相談)
 - (3) 時間外勤務
なし
 - (4) 休憩時間
60分(12:00～13:00)
 - (5) 休日等
土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)及び有給休暇(ただし、最初の採用日から6か月経過以降)
 - (6) 給与等
 - ・時給制:時給 5,500円
 - ・通勤手当(通勤距離等の条件有り)
 - ・雇用保険加入
 - ・通勤手当は最も経済的な経路を支給しますが、月の途中から就職となった場合は、その月の通勤手当は支給できません。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書(写真貼付)
- ・職務経歴書(様式任意、これまで従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの)
- ・4の応募資格の要件を証明する書類
- ・応募理由(「志望理由」及び「応募者自身の能力・経験を農林水産消費安全技術センターの情報化統括責任者(CIO)補佐としてどのように生かせるのか」について、任意様式で1,600字程度、A4用紙に横書き)

(2) 応募については、ハローワーク担当者様より連絡願います(ハローワークの紹介状が必要です。)

(3) 提出書類については、平成27年2月23日(月)午前中【必着】までに、9の問い合わせ先まで郵送又は持参願います。

7 選考方法

- ・書類審査及び面接
- ・面接実施日:平成27年2月27日(金) 午前

8 採否決定

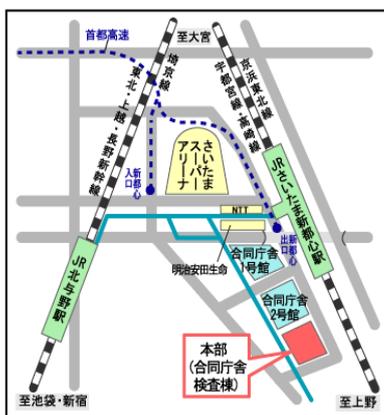
面接後、おおむね7日以内に文書をもって合否の通知

9 問い合わせ先

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
総務部人事課 青木
050-3797-1832(直通)

10 採用ができない者

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



- ▼JR高崎線、宇都宮線、京浜東北線「さいたま新都心駅」下車徒歩8分
- ▼JR京浜東北線「与野駅」下車徒歩10分
- ▼埼京線「北与野駅」下車遊歩道、けやき広場経由徒歩10分